ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

平成 25 年2月 12 日
【照会先】
労働基準局安全衛生部計画課
課長　井内　雅明
課長補佐　佐藤　俊
(代表電話)03(5253)1111　(内線 5471、5131)
(直通電話)03(3502)6753

報道関係者　各位

胆管がんに関する労災請求について

印刷事業場に係る胆管がんの労災請求については、同一の事業場で複数の請求があった事業場は、大阪府の印刷事業場（１６名）及び宮城県の印刷事業場（２名）の２事業場であったが、今般、福岡県の印刷事業場においても胆管がんの労災請求が合計２名となった。

概要は以下の通りとなっている。

１　労災請求の概要

福岡県内の印刷事業場において、既に１名の労災請求があり、調査を行っていたところ、今日（２月１２日）、新たに１名から労災請求があった。

２　福岡県の印刷事業場の状況等

現時点で、法令違反を把握している項目については、是正を勧告済み。

今後、使用していた有機溶剤や換気の状況等について調査を進める。

（参考）

現時点で把握している印刷事業場における胆管がんの労災請求状況（上記請求を含む。）

	労災請求	内訳					
		20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
大阪の事業場	16 (7)	1 (1)	7 (3)	8 (3)			
宮城の事業場	2		1	1			
福岡の事業場	2 (1)			2 (1)			
その他	42 (30)		2 (2)	7 (4)	9 (7)	18 (13)	6 (4)
合計	62 (38)	1 (1)	10 (5)	18 (8)	9 (7)	18 (13)	6 (4)

（注）大阪の事業場には、支店等を含む。

※（ ）内は遺族による請求で内数

※年齢は労災請求時（死亡者については死亡時年齢）

※大阪、宮城、福岡の事業場以外では同一事業場で複数の労災請求はない。

※印刷業以外では胆管がんに関する労災請求が 9 件ある。